

## 文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
平成30年6月18日(月)午後1時30分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。  
委員長 平原志保君 副委員長 宮田竜二君  
委員 山口仁美君 委員 鈴木てるみ君  
委員 徳田修和君 委員 仮屋国治君  
委員 池田守君 委員 前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。  
山田龍治君 川窪幸治君 有村隆志君  
松元深君 植山利博君
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。  
企画政策課長 永山正一郎君 企画政策課長補佐 野崎勇一君  
行革推進G主査 竹内和義君  
保健福祉部長 山口昌樹君 保健福祉政策課長 茶圓一智君  
子育て支援課長 砂田良一君 健康増進課長 林康治君  
すこやか保健センター所長 島木真利子君 保健福祉政策課主幹 種子島進矢君  
子育て支援課主幹 市来秀一君 健康増進G長 中村真理子君  
子ども・子育てG主査 出口幹広君  
教育部長 中馬吉和君 教育総務課長 本村成明君  
学校教育課長 河瀬雅之君 学校教育課長補佐 今村靖君  
教育総務課主幹 山口清行君 安全・保健体育G長 濱尻市子君  
安全・保健体育G指導主事 今井新君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。  
杉木壽子君 片野坂久美子君 下田平美紀子君  
福崎昭子君
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。  
書記 郡山愛君
- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。  
議案第63号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について  
陳情第3号 ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午後 1 時 3 0 分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る 6 月 12 日に本委員会に付託されました議案 1 件と陳情 1 件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。ここで一旦休憩します。

「休 憩 午後 1 時 3 0 分」

---

「再 開 午後 1 時 3 2 分」

### △陳情第 3 号 ひとりひとりの子どもを大切にした学校歯科保健をもとめる陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第 3 号、ひとりひとりの子どもを大切にした学校歯科保健をもとめる陳情書について、審査に入ります。本日は、陳情者である杉木壽子様ほか 3 名の方が出席されております。陳情者の皆様に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方より、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、皆様には、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ、御了承ください。それでは、陳情第 3 号、ひとりひとりの子どもを大切にした学校歯科保健をもとめる陳情書について、陳情者から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（片野坂久美子君）

本日は時間を作っていただきありがとうございます。子どもの命と健康を守る会の片野坂と申します。私のほうで、ひとりひとりの子どもを大切にした学校歯科保健をもとめる陳情趣旨を説明させていただきます。平成 27 年度から、子供の歯を守るということで、学校での集団フッ化物洗口がモデル校 2 校で始まりしました。平成 30 年度 6 月現在で、小学校 35 校のうち、約半数の学校で集団フッ化物洗口が実施されています。私たちは当初から、学校での集団フッ化物洗口は、教育の場である学校にはなじまないと慎重な立場を取ってきました。フッ化物洗口をするときには、洗口剤のミラノールという顆粒状の薬から洗口液を作ります。この薬剤には劇薬と書いてあり、使用上の注意として、歯科医師の指導により使用することと書いてあります。歯科医師のいる歯医者さんでフッ化物洗口するのは何も問題はありませんが、医療者のいない学校での集団での実施は、一人一人のフッ化物洗口の様子を見届けることは困難です。私の学校には食物アレルギーの子供がいますが、アレルギーの原因となる食べ物を口の中に入れてないように教職員全員で食物アレルギーについての共通理解をし、栄養教諭や調理員の方々が細心の注意をして調理しています。基本的には原因となる食べ物を食べなければアレルギー症状は起こりません。学校では食物アレルギーの子供の口の中に入れることに対して、ものすごく神経を使っています。それなのに、同じように口の中に入れるフッ化物洗口液についてはど

うでしょうか。フッ化物洗口をする前とした後にも、一人一人の健康状態をしっかりと把握するべきだと思います。それぐらい慎重にすべきですが、学校という集団の場でそういうことができるのか疑問です。また、事故が起こった場合、誰が責任を持つのか。市教育委員会や学校の管理職が持つと言っていますが、実際に事故が起こった場合、その場に居合わせた担任等は責任を感じないとは言い切れません。学校での集団フッ化物洗口を実施しなければ、こんな心配もする必要がありません。霧島市教育委員会が発行している霧島市学校フッ化物洗口実施の手引きの中で、フッ化物洗口の意義について、「各学校とも歯磨き指導に力を入れ、虫歯治療について家庭への呼びかけ等を繰り返し行っているところですが、なかなか改善されないのが現状です。家庭での健康管理が基本ですが、恵まれない家庭環境下にある子供たちに健康格差が生まれている現状があり、歯磨きや生活習慣、食習慣の改善だけによるう蝕予防を行うことには限界があります。そこで学校での集団によるフッ化物洗口事業を実施することにより、希望する全ての子供にう蝕予防をする機会を与えることが期待できます」と書いています。こういう理由で学校での集団フッ化物洗口を進めていますが、私たちは一番先にすべきことは、やはり虫歯の治療を進めること、そして同時に歯磨きや生活習慣、食習慣の改善で予防することです。霧島市の小中学生の医療費は一人ひと月2,000円を超えた分を市が助成しています。また、学校には要保護、準要保護の子供には医療券というものが支給され、虫歯の治療など無料で受けられる制度があります。ところが、この準要保護等の子供は、ひとり親の家庭の子供が該当することがあり、その場合、ひとり親の子供には医療券は発行されず、虫歯の治療は、まず受診したら窓口でお金を払い、後からお金が返ってくるシステムになります。私の学校でも昨年度は14人申請したところ、7人に医療券が発行され、7人はひとり親家庭で医療券は発行されませんでした。霧島市の全ての子供たちが未就学児と同じように小学生の医療費を無料にすることで、子供たちに歯科治療の機会を与えることになります。また、ひとり親の家庭にも医療券を発行し、窓口でお金を払わずに済むことで医療サービスが受けやすくなります。このような趣旨で、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情を致しました。どうか御検討をよろしく願いいたします。以上で、陳情趣旨の説明を終わります。

○陳情者（下田平美紀子君）

陵南小学校養護教諭として4月に赴任しました下田平と申します。昨年12月より本校でフッ化物洗口を実施しています。今年度も6月から実施となっているので、私からはその状況をお話したいと思います。まず今年度4月に、職員への説明を教頭から10分程度受けました。内容は、フッ化物洗口の実施についての手順でした。薬剤についての説明はありませんでした。そして5月にPTA総会で、学校長より学校経営の中の一部として5分程度の説明がありました。内容はこちらも同様にフッ化物洗口実施の手順です。資料の中に薬剤ミラノールの添付書が添えられていましたが、説明も質問もありませんでした。そして保護者に対して希望及び同意書が取られ、その結果、約9割の児童が同意しています。フッ化物洗口ガイドラインでは、安全性について十分に説明した後に同意を得て行うこととなっています。本校には通院や服用を余儀なくされている児童やアレルギー対応が必要な児童など、共通理解が必要な児童が約50名ほどいます。また学校生活において支援が必要な児童も約30名います。このような子供たちの状況であることから、教職員も保護者も薬剤を使うことに対して安易であってはならない

と思います。特に劇薬の使用には慎重であるべきです。次に、ガイドラインで「機材の準備、洗口剤の調剤については、学校歯科医の指導の下、効果と安全性を確保して実施されなければならない。歯科医師の指導の下、歯科医師あるいは薬剤師が薬剤の処方・調剤・計量を行い、厳重に管理する」となっています。しかし本校では、校長室において薬剤を保管、そして教頭が調剤・計量を行っています。今までに劇薬であることを知らずに素手で取り扱っていたとのことでした。また日々の業務多忙化の中で、洗口液を調剤・計量していくことになるのは必至です。また、そのほかにも、保護者への希望同意書の文書には「フッ化物洗口に関わる経費は市が負担する」となっていますが、フッ化物洗口に使用する紙コップやゴミ袋、手袋等も学校で負担することになっています。私は養護教諭という子供たちの健康管理と健康教育を任される立場として、一人一人の子供たちにしっかりと目を向けていくことが責務であると思っています。十分な健康観察の実施と安全衛生管理を進めていくためにも、学校医と連携していきたいと思っています。そして、歯科指導や薬剤師の協力の下、薬学習など健康教育に取り組んでいく必要があると思います。

○陳情者（杉木壽子君）

こんにちは。私、自分事で申し訳ないのですが、おととい病院から退院してきまして、余り頭もしっかりしていないんですけれども、どうしても今日はお伺いしたくて無理やり医者に言って退院してまいりました。

○委員長（平原志保君）

よかったらお座りになって御発言ください。

○陳情者（杉木壽子君）

大丈夫です。せっかく聴いてくださるので、立って言えます。私がそこまでこだわってここに参りました訳をちょっと申し上げて、皆さんの御討議の参考にしていただけたらと思います。私は18年前まで養護教諭をしておりまして、県下の学校をあちこち奉職させていただきました。40年間勤めましたけれども、その中で二つだけ非常に反省させられたことがございます。皆さんも御記憶だと思いますのでちょっと御披露してみたいと思います。どの学校でも行われました。養護教諭として採用されたときに、今年の保健年間計画を作ってこいと校長先生に言われましたので、私も新採ながら頑張って作りました。そうしましたら「あなたの計画表には教育という言葉は出てくるけれども実務という言葉は出てこんね」とおっしゃったんですね。「実務って何ですか」と言ったら、「例えば、この学校では去年まではシラミ駆除をしておりました。回虫の駆除もしておりました」というお話なんですね。「シラミ駆除というのはDDTを女の子たちの頭に振りかけて、シラミを少しでも減らすように苦心してやったんだよ」というようなお話を聴きました。もうびっくりしましたが、校長先生の強い勧めで、途中はありますが、それを実施することになりまして、したんですね。それから1年に1回ずつ、5年ぐらい続けたと思います。そうしまして、DDTがやっぱり人体によくないということが言われて農薬でも使わないようになりましたよね。で、十五、六年経った頃でしょうか。私がDDTを頭に撒いてやった6年生だった子供たちは11歳でした。その子供たちがお母さんになったんです。そしてたらニュースで、新聞にでかかど出たことは、お母さんのおっばいからDDTの成分が出るようになったと。そのおっばいは飲ませるわけにはいかないんだということが書いてありまし

て、もうとても胸が痛かったです。私が振りかけた子供たちから出たとは書いていないんですけども、恐らく皆さんそうだったと思います。都会の学校で調べたんだと思います。田舎の私がいた学校では調べていないと思います。とても反省しました。そしてその後です。今度は、その頃からずっとでしたけれども、日本脳炎、BCG、それからインフルエンザというふうにして予防注射を学校でしました。注射針は回し打ちです。何本も注射器や針がないものですから、一人の人にしたら液が無くなるまでして、またその針を抜いて回し打ちをしたんですね。私はちょっと病院に勤めていた経験がありましたので、こんなことをしていいのかなと本当に最初驚きましたが、そのうち慣れて、何とも思わなくなってしまうんです。それを十数年続けました。そうしましたらどうですか。もうここ20年くらい前からC型肝炎で世間が非常に騒いでおりますが、小学校や中学校で集団予防接種で回し打ちをした、その注射針から感染の広がりを受けたということにはならないでしょうか。それを実際に調べた人はないと思いますが、今では予防注射の回し打ちがいけなかったという報告はありますよね。私は考えたんです。やっぱり人の身体に注射を打ったり、口の中に入れたり、塗ったり、こうするのは本当に私たちはよく考えなきゃいけない。何にも考えないで、最初はこんな予防注射の針を回し打ちしていいんだらうかと、私は新卒のうち、最初は驚きましたが、驚かなくなるんですね、そのうち。そういうことをやっていいんだらうかと、本当に反省をしました。私はそれから、いろいろなことに関心を持つようになりまして、退職までいろんなことに関わって勤めを終わりましたけれども、未だにフッ素を口の中に入れて、学校で20人、30人並ばせてやる、そのことの恐ろしさを、肌がゾゾツとするくらい感じているんです。私は、在職中はそういうことは絶対だめだと言い張ってきたほうですから、今頃になってやるんだなと思ってびっくりしております。最近、食品添加物が日本人は年間一人4kgと言いますよね、それぐらい食品の中に入っている。最近の週刊誌で御覧になりましたか。週刊誌の中に食べてはいけない食品というふうにダーと書いてありますね。ああいうふうにして、厚生労働省に聴きに行くと、それは食べてもいい範囲内だから認めてあるんだと言うんですけれども、随分前に「複合汚染」という小説を書かれた小説家がいらっしやいました。そういう人たちがもう何十年も前に予告していたことですよ。最近障害を持った子供が産まれるとか、子供ができにくくなったとかですね。やっぱりそういうようなことを考えると、本当に口の中に入れたり体の中に注射をしたりするのは、本当に慎重にしていけないといけないなど、つくづくそう思っている一人なものですから、こんなに老いぼれましたのに、まだこの代表を務めさせてもらっているんです。あまり勉強もしていませんから詳しいことは分かりませんが、怖いということだけは分かっております。そこら辺でやっぱり委員の皆さんも、ぜひ慎重に検討していただきまして、これを私たちが子供たちのために切ない思いがしていることを受け止めていただいて、議会で話し合っていたいただきたいものだと思います。今日は、ぜひぜひということで、片野坂が、いやいいよと言ったんですけれども、ここに来させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者の方からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今、説明を頂いたわけですが、ネットなどでフッ素、いわゆるフッ化ナトリウムですが、

これは劇薬だということで、インターネットを引くと出てくるんですけど、それこそ、海外ではゴキブリ退治薬、それからネズミを殺すための薬品として使われているということがあるわけですけども、やはり劇薬ということで先ほどおっしゃいましたけど、やはりそういう劇薬を薄めたから大丈夫と、濃いまま飲んだら大変なことになるわけですけども、やはり薄めてもやはりそれなりの蓄積が、私たちは専門家ではないわけですけど、そういう懸念があるという理解でよろしいわけですね。

○陳情者（片野坂久美子君）

私も同じように専門家ではないんですが、やはり今、杉木が言いましたように、口の中に入れるものなので、液体になったら口の中の粘膜からすごく吸収が早いので、非常に心配しております。洗口なのだろうがいなんですね。口の中に含んで吐き出すんですが、すごい速さで取り入れられることも考えられますし、間違っちゃって飲んでしまったりすることもないとは限らないので、学校は安心安全な場でありたいので、専門の先生がいらっしゃる歯科医の下でやるのは大丈夫だとは思いますが、学校で行うのは非常に不安だと思っています。

○委員（前川原正人君）

一番の懸念事項というのは、元々は劇薬ですけど、それがミラノールの11%を薄めて、それをきれいに混ぜて、それを子供たちにうがいをやりましょうねということでされるということが今までの間に行われてきた経緯があるわけですけど、一番の不安というのは、資料にもありますように、薬剤師若しくはそれに精通している資格を持った人がしっかり管理をし、ちゃんと服用に至るまでの責任を持ってやられていないという今の学校の現場では不安だと、そこに一番の懸念があるということになるんですよ。

○陳情者（片野坂久美子君）

おっしゃるとおりです。そして洗口液を作るのも、学校では専門はいませんので、今のところ霧島市では管理職が作るということで、ほぼ全ての学校で管理職が作っているんですが、管理職の方も詳しい説明を受けていらっしゃらないので、さっき下田平が言ったように、素手で触っても大丈夫と思っていたり、私は薩摩川内市のビデオも見せてもらったんですが、やはりそれで作っている方も素手で、そしてこぼれた劇薬も粉も素手で拾っていらっしゃったので、こういう危機感がないなと思って、そこが心配だなというふうに思いました。

○委員（前川原正人君）

要はフッ化物の洗口については否定はしないよと。本当はしないほうがいいんだろうけれど、でも、ちゃんとした管理指導の下で、資格を持った方がしっかりとした体制の中でやる分についてはやぶさかではないというふうにも聴こえるんです。なので、しないほうがいいんだとは思いますが、それが学校の先生たち、管理職の人たちが劇薬を管理し、教頭先生がそれを混ぜてそれで子供たちにうがいをさせていくという、その専門的な知識がない人が扱うことに対しての不安が大変あるということになるんですかね。

○陳情者（片野坂久美子君）

今日の陳情の内容に書いてあるとおり、私たちは「学校での集団」というところにこだわっておりますので、学校で集団で行うフッ化物洗口について懸念しておりますので、あとは保護者の方が歯科医に連れて行ってさせるとか、そこまではプライバシーもありますので、そうい

うことは私たちは言いません。もっと言えば本当は保育園，幼稚園も言いたいのですが，私たちは学校に携わる者なので，学校というそこを止めてほしいなというふうに思っております。

○委員（仮屋国治君）

お話をお伺いしておりますと，皆さん，養護関係の先生であった方と現職の方だろうと思っておりますけれども，全国的には，養護関係の中では，何か同じような動きがあるのかどうか，教えてください。

○陳情者（片野坂久美子君）

全国規模で言いますと，いわゆる虫歯の多い地方のところがフッ化物洗口が学校に導入されつつあります。都会のほうは，そういう動きはほとんどありません。ですが，虫歯が多いと言いましても，一人当たり一点何本とか小数点第一位の世界なので，多くても2本，そういうところで，数字で言いますと余り変わらないんじゃないかなと思います。地方のほうがなぜそういうふうに進んでくるのか，そこはちょっと分かりませんが，地方のほうもいろんな歯磨きとか食べ物に気を付けたりとか，親もすごく意識が高くて，私たちの年代は虫歯だらけだったんですが，今の親の方々はきちんと子供さんに健康意識を持たれているので，地方であっても都会と同じようにそこまでしなくてもいいのではないかなというふうには思います。

○委員（仮屋国治君）

すみません，私がお尋ねしたのは，反対の陳情の動きはどのようになってますかということをお尋ねしたんです。もう一度お願いできますか。

○陳情者（片野坂久美子君）

陳情の動きは，あまり聴いたことはないですが，もしかしたらあるかもしれません。私，把握しておりません。誰か知っていますか。誰も知らなかったようです。

○委員（仮屋国治君）

行政が出している資料を見ると肯定的なことばかり書いてあるんですね。この陳情を受けてからホームページなんかいろいろ見させてもらいましたけれども，そういう中でこういう御意見があるということで，いろいろだろうとは思いますが，先ほど杉木さんのほうは過去のDDTなんかのお話をされましたけれども，フッ化物でトラブルがあったというようなことがございますか。

○陳情者（片野坂久美子君）

トラブルとは言えないかもしれないんですが，私は中学校に勤務しているんですが，一人一人の歯を見たときに，あらと思う子がいたので，よく見させてもらったんですね。そしたら，資料にも書いてあると思うんですが，斑状歯ではないかなと疑われる子供さんが数人いました。でも歯医者さんに言うと斑状歯ではないと言われるんですね。COと言って，虫歯になり掛けの歯のことで，それだというふうにおっしゃるんですが，中学生に聴いてみたところ，この白い斑点みたいなものはいつから気付いていたかと聴けば，生えたときからでしたと。なので，資料にあるとおり，乳歯の時期にたくさんフッ素を取り込むとそういう斑状歯になりますので，今はそういう問題は出てはきていませんが，私たちが退職して何年後かに斑状歯が話題になって，これの治療というのは実はないんですね。もう削らないといけないので，そういうときがくるのではないかなというふうな心配はすごくしています。ただ今のところは，そういうトラ

ブルとかはまだありません。

○委員（仮屋国治君）

先ほど前川原委員がされた質疑に関連があるんですけども、お話を聴いていますと、養護教諭の皆さんが職責として、これを学校でやるには不適切な事業であるというふうに考えていらっしゃる部分が非常に強いと思っているんですけども、それとちょっと変わって、先ほどは集団でするのがいけないんだというようなお話もあったわけですけども、もし、お医者さんが必ずついてきて管理をするという体制でやるようになったときには、皆さんはそれは反対されますか。それは容認されますか。

○陳情者（片野坂久美子君）

本音で言いますと、多分そういうことはされないと思います。なぜかと言いますと、学校での内科検診、歯科検診、耳鼻科検診、眼科検診におきましても、すごく時間を気にされていますし、霧島市に至っては、耳鼻科検診は1年生と3年生しかしません。うちは中学校なので、2年生も本当は項目に入っているのに、耳鼻科検診はありません。それはなぜかという、お医者さんの数が足りないからだと言われます。私はやはりそういうのに予算を使って、ほかのところから願いするなり、同じように検診を受ける権利はあると思うんですね。なので、今言われた質問ですが、多分そういうことはお医者さんはされないんじゃないかなと思います。

○委員（仮屋国治君）

仮定の話ですけどもね、そういう体制があるのならば、容認するよ、しないよということだけは一言お聴きしたいな。

○陳情者（片野坂久美子君）

いろいろなことをクリアしてならと。ただ来たらしいという問題ではないので、私が容認すると言ったので容認になりましたというのは困るので、私個人は反対ですので、容認するというふうには言えないです。

○陳情者（杉木壽子君）

関連しまして、人の体の中に入れるものというのは、病院であれどこであれ、私は慎重にされるべきだといつも思っております。自分の食生活も考えておりますけれども、そういうことで、専門家がそこに付いていたらできるのかというような問題でもないと思うんですね。虫歯の予防にそういう劇物を使わなくても、まだできることはたくさんあるわけです。資料にも書いてあると思いますけれども、なぜこういうふうに進んできたのか、私たちも不思議でならないんですが、こういう劇物を体の中に入れて、いくら薄めたとはいっても危険なんじゃないかな。ずっと先に何かが出てきたときに、誰が責任を持ちますかね。今のC型肝炎にしても、おっばい中にDDTの薬品が出ることにしても、誰も責任を持たないんです。私も持ってないです。だから、そういうことは慎重に慎重に。それしか方法がなかった、命を救う方法がなかったということとは違いますよね。そこをやっぱり考えていただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

先ほど学校での取扱いの説明というところ、薬品の説明まではなかったんですよというような御説明だったんですけども、この点に関して、それで取扱いが不安だという部分もあると思うんですけど、薬品について保護者の方から御相談というのは受けたことはありますか。



どなたでも結構です。

○陳情者（下田平美紀子君）

本校は実施していますけれども、私、今度4月に来たばかりなんです。PTA総会の場で意見交換とか質問とかないのかなとは思ったんですけれども、保護者の方もその総会の間も、もう時間なんです。ほとんど時間が取れない状況の中で、5分くらいで説明しないといけない。それに対して資料もあるんですけれども、そこまで読んでというところまでは保護者の方もいらないんですね。ですから、そういう質問は特になかったんです。もし質問があったとしても、私たち教職員もそれに答えられるだけのものがないんですね。だから、一年目は歯科医の方だとかいろんな方たちが説明会に来ているんですけれども、私たち職員も変わっているんですね。うちの学校は1年生から6年生まで学級担任がいますけれども、学級担任の半分は新しく今度4月に来た方なんです。ですから詳しいことが全く分からないという状況の中で、いらっしゃった方も知らないことが多くて、職員研修の場で通り一遍の話をしたので、私が「薬剤については劇薬ですから、取扱いには十分注意してくださいね」ということを言うだけしかなかったんです。ですから、そういうことというふうに捉えていただけたら有り難いです。

○委員（徳田修和君）

そういう形式の場での質問の出方とかではなくて、そういう短い時間しか説明とかができなかつたり質疑の時間が取れないということで、後日にでも「あれってどうなんですかね」というような御相談がきたのか、そういう例もあるのかなというように、保護者の不安とかというものは見えたりすのかなという意味で、御質問を差し上げたんですけれども、その場はやはり時間とかで、保護者の方もすぐ戻られたりとかするんでしょうけれど、帰ってから不安に思うとかで、ちょっと御相談なんですけれどもみたいな事例がもしあればと思ったものですから、お尋ねしたところでした。

○陳情者（下田平美紀子君）

今質問があったようなことは、正直なかったんです。今年度はない。昨年度は分かりません。昨年度のことは私も情報を聴いてないんですけれども、今年度はありませんでした。本当に保護者の方たちは学校の先生方を信じているという部分が非常に大きいのかなというふうには思うんですけれども、なかったです。

○陳情者（片野坂久美子君）

今の質問に答える感じなんですけど、ほかの学校で教員の方から聴いた話でした。1年生の保護者の方が、「フッ化物洗口がそれまではなかったんですが入ってきたということで、保護者の方が『保育園であってやっとならなくなったと思ったのに、また始まるんですね』と言われた」というのは聴きました。

○副委員長（宮田竜二君）

陳情事項の1番目、先ほど御説明いただいたんですけれども、「すべての子どもたちが、医療費の負担なく受診できるような地域歯科医療の施策を構築すること」とあります。先ほどお話をありましたように、小学生、中学生に関しましては、2,000円以上につきまして医療費を霧島市が補助していますけれども、歯科医療に関しては、そのハードルをなくしてくれと。要は小学生、中学生の歯科医療に関しては全額を補助してほしいというような要望ですか。

○陳情者（片野坂久美子君）

陳情の1番のところに「歯科保健」と書いたので、医療費に関しては虫歯治療のほうを言いましたが、もちろん全ての医療費が無料になることが一番いいとは思いますが。そしたら何かあったときにすぐにお医者さんに行けるのだと思っています。歯科だけではないですね。こは、最初の文言が歯科というのが入っていますのでそういうふうに説明ではしましたが。

○副委員長（宮田竜二君）

歯科以外の医療も全て、小学生中学生は無償という形にしてほしいということですね。そして2番の項目もありますけれども、これでいきますと、学校での集団フッ化物洗口は止めて、歯科で全部やると。それも負担がゼロですから、そういうふうなことを望まれるということによろしいですか。

○陳情者（片野坂久美子君）

学校で行わないのが要望なので、個人で歯医者さんでされることを私たちは何も言いません。

○委員（池田 守君）

虫歯予防というのは一つのことではできないことではないんですね。例えば歯磨きであったり、甘い物を食べ過ぎないことであったり、また丈夫な歯を作るためにフッ化物ということを行っているわけですが、私たちがよく聴く先進県というと新潟県を聴くんですけど、当初、児童一人当たりの虫歯平均が2本くらいだったのが劇的に減ってきて、今は0.5本くらいだと思うんですが、鹿児島県の場合はまだ1本台だと思うんですけど、そういった長年の結果で同じことをやってきたところと、先進的にやってきたところでは差が出ていると思うんですけど、それに関してはその効果というのは認められますか。

○陳情者（片野坂久美子君）

今おっしゃるのはフッ化物の効果のことだと思うんですが、最初にも申しましたとおり、歯磨きだったり、食べ物だったり、やはり一番は治療をまず済まさないことにはフッ化物洗口をしても何も予防にはならないので、虫歯治療が一番大事だと思っていますので、その効果があったかどうかというのはフッ化物洗口だけではないんじゃないかなとは思っています。

○陳情者（杉木壽子様）

私が勤めておりました18年前くらいまでは、記憶が定かではありませんが、一人当たり六点何本だったと思うんです。今は2本未満です。これはフッ化物洗口したから減ったのではないと私は思います。私は孫もおりますけれども、1本も虫歯はありません。甘い物も食べますが、歯磨きなどのケアがうまく家庭の中でできるとそういうふうになる。フッ素を塗布してもらったという経験もないんです。歯磨き剤も使いません。今、歯磨き剤にはフッ素が入っていますので使わせないんですけども、3人とも虫歯はないです。そういうようなことで、これをやらないと虫歯は防げないというような思いにみんなが駆り立てられているような気がして、私はとても心配なんですけれども、そうではなくて、先ほどからお話をしますように、ほかに方法があるんです。フッ化物をなぜこんなにしなければいけないというようになったのか、私なんかはそれが不思議でなりません。減ってきたのはなにもフッ化物洗口のお陰ばかりではないと私は思います。していなくても、どこの市町村でも大体減っていますよ。そういうことだと思います。

○委員（仮屋国治君）

学校の中で管理職の校長，教頭先生とか教育委員会に対して，このようなことは日頃からおっしゃっているのかどうか。もしおっしゃっていらっしゃったら，上のほうの対応というのはどういう状況にあるのかお知らせください。

○陳情者（下田平美紀子君）

校長たちがどのように言っているとかというのはちょっとよく分からないんですけども，最近あったこととお話しさせていただきますけれども，今年はまだだったので，昨年度ブクブクうがいの様子も私も分からなかったので，どんな方法をしていますかと聴いたら，歯磨き用のコップがあるんです。歯ブラシとコップをセットにして各自で持っているんです。その歯みがき用のコップを使ってブクブクうがいをしていたんです。ブクブクうがいをしたあと，必ずちゃんと吐き出しているかどうかを確認しないとイケないんです。飲み込んでいないか確認するんです。それを同じそのコップにペッと出すんです。それをさっとゆすいで子供たちは次の日も使うんです。そういうことをしていたので，子供たちの中でそれがすごく嫌だという子がいたんですね。吐き出したコップをまた使うということに対してすごく嫌だという思いの子達がいたので，それだけは変えてほしいということでお話をしました。そして紙コップを準備してもらえませんかということでお話ししたら，教育委員会のほうにお願いをしてみたんですけども予算化されていないと。だから学校でどうにか捻出しましょうというところで，うちの学校は330人いますので，実施が300人ほどいるんですね。9割いますので，300人の紙コップを毎回購入してということで，そういうような要望とかは管理職のほうからしてもらったりとかはしました。そういうような状況で，昨年度からも続けてやっているのでも，ただ実施の時期を早くしてほしいという教育委員会からの依頼があったみたいなんですけれども，6月から実施というところでお話はしていただいたみたいです。ある程度期間を置いて，子供たちの状況が落ち着くまではできないというところで，6月実施。また，うちの学校は6月も2回は練習をしっかりとしてからというところだったので，2回練習をして，今週の水曜日から実際に行うという形にはなっています。

○委員（仮屋国治君）

ちょっと噛み合わなかったですけども，こういう趣旨でね，もう止めるように上に言ってもらえませんかとか，したくないですというような話を上にできている状況なのか，できていない状況なのか。できていたらどういう対応があるのかというのをちょっとお聴きしたかったんですけども。

○陳情者（片野坂久美子君）

平成27年度にモデル校が入ったときに，その前年度に私たち養護教諭のほうでアンケートを取って，それに書いたものを市教委のほうには出しました。そのアンケートの内容というのが，ほとんど，というか全員，慎重な立場で学校でのフッ化物洗口には非常に不安がありますとか，そういうのばかりだったんです。それを，みんなの分をまとめて，その当時の係の先生が市教委のほうにも出されました。それが平成27年度の前の平成26年度です。で，平成27年度に4月の当初の養護教諭の研修会で，指導主事とかグループ長の方が，今年度からモデル校が入りますというふうに言われて，みんなは，どよめくとかか唾然とするとか，本当に分からな

い状態が入ってきました。モデル校だったので、様子を見てなのかなと、私たちもそこまで危機感がなかったのがいけなかったんですが、どんどん増えていって、私たちが直接、市教委と話をするとか、そういうのはなかったんですが、部会の中では質問をしたりとか、そういうのはしてきました。歯医者さんとかミラノールの会社の方とかも来られて、養護の先生たちに説明が足りなかったということで、いろいろ質問に答える感じで来てくださったんですが、向こうはもう全て素晴らしい取組だということで、こちらが質問していても、全部大丈夫ですよという感じで、ちょっと物足りないというか、言い含められたではないですけど、やはり専門なので、私たちは専門のことは分かりませんので、斑状歯のことも話をしましたし、虫歯も少なくなってきましたと言いましたが、そういうのではなくて、何か目指すところは違うんだなという感じで、なかなか意思が伝わらなかった思いはあります。その後はもう、話をすることは無いんですが、市教委主導でずっと来ているので、あとは学校で説明会があるときに、その学校の教職員が説明に来た方々に質問するという感じで今はやっていると思います。うちは中学校なのでまだないですが、いずれは入ってくるのかなというふうには思っていますが。

○委員（山口仁美君）

私も小学校の子供とか中学校、保育園とかにも子供がいますので、非常に普段からお世話になっているなというところなんですけど、フッ化物洗口について、市でこれを実施している背景の中で、二極化という言葉が出てきたかと思います。先生方の努力であったり、お母様方の努力であったりで、虫歯というのはだんだん平均としては減っているんですけども、非常に虫歯が多い子と、それから全然ない子と二極に分かれているのではないかなというところで、例えばお母様方がすごく忙しくてみてあげられない子供とか、栄養状態とかをしっかりとみてあげられないような子供について、学校のほうでフッ化物洗口に代わる形で努力をしていただけるような部分というような構想がおありでしょうか。

○陳情者（片野坂久美子君）

私は最初中学校に行ったときに、虫歯治療はもう家庭がすることなので、余りこちらがうるさく言うてはいけないと思って、ただお知らせだけに留めておきました。そしたらやはり治療に行かないんです。お知らせだけなので。なので、これではいけないなと思って、ほかの学校もされているように、虫歯の様子を教えて治療したら必ずその結果を病院で書いてもらって持ってくるようにというふうに変えました。それでもなかなか治療率が上がらなかったの、何か足りないなと思って、在宅歯科衛生士という方がいらっしゃるんですが、勤めてはいないんですが、家にいらっちゃって、いろんなところに出かけて指導とかをしてくださる方がいらっしゃるんですが、鹿屋の方ですがその方をお願いして、全校生徒に歯科指導をしていただきました。そしてそのときにその方が、歯磨きの仕方を教えられたんですが、子供たちの感想が、初めて歯みがきをあんなに丁寧に教えてもらいましたと書いている子が多くて、だから、いかに歯磨きの仕方一つにしてもなかなか教えてもらってなかったんだなというのをすごく思って、中学生なのに、私たちがもっと小学校の段階からきちんとしてこないといけなかったのに、最近是不登校であったり保健室登校だったり、いろんなアレルギーだったり、そういうもののほうにばかり目がいってしまって、大事な虫歯予防についてしてなかったんじゃないかなと、すごく自分も反省しまして、それから毎年健康相談というのを設けて、虫歯のあった子とか

歯肉炎の子には一人一人向き合って話をして、口の中を確認して、歯医者に行こうねという話をして、そして親の方には年に何回も虫歯治療に行くように勧めて、しつこくしつこく言うようになりました。やっぱり自分がきちんとしていなかったことが、このフッ化物洗口がきっかけと言ったら本当に変な話なんですけど、虫歯予防にもうちょっと力を入れるべきだなというふうに反省しました。これは私の学校の場合なんですけど、治療率も上がってきましたし、もちろんさっき言われたように、それでも行かない子はいて、一人で何本も持っている子はいます。しつこく言いますが、あとは子供は親が連れていかないとか言います。中学生でも。「あんたは自分で行けばいいでしょ」と言うんですけど、なかなかそこが進まなくて、それは私たちの課題です。でもそれはほんの一握りで、そういうお子さんは1人か2人なんですね。なので、そこをどうにかしていけたらいいんじゃないかなと。ほかの学校は分からないですけど、うちの学校の場合はそんな感じです。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、これで、陳情第3号の陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の皆様は本当にありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時28分」

---

「再 開 午後 2時31分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

それでは、陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書の陳情事項の1、すべての子どもたちが、医療費の負担なく受診できるような地域歯科医療の施策を構築することについて、説明いたします。まず、子ども医療費助成事業についてですが、現在、本市では中学校修了までの児童生徒に対し、保険診療分の医療費助成を自動償還払い方式で行っており、未就学児及び住民税非課税世帯の小・中学生については全額助成、課税世帯の小・中学生については1人あたり月額2,000円を超えた分を助成しています。自動償還払い方式ということで御説明いたしました。先ほどの資料で、(7)支給方法のところ①現物支給、②償還払いという説明を書いております。この資料は今年の平成30年10月1日から県が助成を行う制度の説明の資料でございまして、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助するものについての説明資料です。償還払いというのは「病院で自己負担金を支払った後、市町村に申請をして助成金の還付を受ける方法」と書いてございます。自動償還払いとは何かというと、「市町村へ申請をして」というこの手続きが要らない。後で市が本人さんに振り込むというのが自動償還払いと。それを現在霧島市の制度は行っているということでございます。ただし、課税世帯は小中学生一人あたり月額2,000円は負担をします。そ

れを超えた分は助成するというのが霧島市の制度でございます。次に資料の2ページです。さらに、今定例会の議案第63号において、本年10月1日を適用日として鹿児島県乳幼児医療助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことから、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす制度を10月から導入することを提案しております。今申し上げたところが、下の方に「当制度のイメージ」というイメージ図がございます。「重度心身障害者」「ひとり親家庭」「乳幼児」と三つ制度がございまして、その中で、未就学児のところの非課税世帯の部分が対象になりますという制度でございます。そういうことを平成30年10月からスタートすると。それが新しい乳幼児医療給付制度の対象者ということでございます。これにより、住民税非課税世帯の未就学児については、歯科医療に限らず、保険診療分の医療費全てについて、県内の医療機関等で窓口無償化となります。また、それ以外の世帯の中学校修了までの児童生徒については、現行の自動償還払い方式により、医療機関等で自己負担額を負担していただいた後に償還する制度を維持してまいります。今回の県交付要綱の一部改正により、県内各市町村で、課税世帯の未就学児や小学生以上を対象とした独自の窓口無償化の検討の動きがあったようですが、そうした場合、今回の改正は、現在、未就学児に適用されている県の補助金が全て対象外となる改正であるため、現在のところ、各市町村の窓口無償化の拡充については、具体化の見込みは確認しておりません。先ほどイメージ図で申し上げたとおり、あの部分だけが対象になるので、それ以外は補助対象外ということですので、それ以上の動きは今のところ確認していないということでございます。また、小学生以上を対象とした窓口無償化については、国の制度により国民健康保険の国庫負担分の減額調整措置が採られるため、国民健康保険の財政的な課題もあります。このようなことから、本市としましても、全ての子供たちを対象にした医療費の窓口無償化は、かなりの財政負担を伴い、また、医療費の増高により各方面への影響も懸念されることから、現段階では考えていないところです。歯科医療に係る医療費についても、同様となります。以上、私のほうからの説明はこれで終わりますが、詳細につきましては、引き続き担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

それでは、引き続き、医療費助成事業の内容について説明申し上げます。資料の3ページ目になりますが、そこに現在行われております県単医療費助成事業ということで乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の三つについて、現行制度の給付方法、対象者、自己負担、補助負担割合、市の単独継ぎ足し等について具体的に記載しております。その下のほうに、上記対象者のうち非課税世帯の未就学児については新制度に移行し、乳幼児医療給付事業になります。給付方法は現物給付ということになります。以下記載のとおりです。4ページですが、平成29年度の3医療費助成制度の実績を掲載しております。平成29年度の子ども医療費で扶助費3億3,600万円あまりとなります。その下の二段目につきましては、その実績に伴う県の補助金等若しくは市の負担金等について掲載しております。子ども医療費においては補助金が5,400万円、市の単独分が2億8,000万円という状況になっております。三段目につきましては、平成30年度の見込みということで予算ベースでの事業費を掲載しているところです。それでは説明に入ります。まず、新制度となります鹿児島県乳幼児医療給付事業についてですが、

こちらの事業は、子ども医療費助成事業のほか、ひとり親家庭医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業の対象者のうち、住民税非課税世帯の未就学児は全て対象となる事業となります。そこで、関連のある三つの事業の概要につきまして、説明申し上げます。最初に、子ども医療費助成事業についてですが、平成29年度の扶助費の決算額は、3億3,608万6,000円となっております。この中で、改正前の鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金につきましては、未就学児のみを対象とし、住民税非課税世帯については全額助成、住民税課税世帯については1人あたり月額3,000円を超えた分を補助対象としており、補助負担割合は、県・市それぞれ二分の一で、県補助対象の乳幼児医療助成に係る平成29年度の扶助費は1億942万6,000円で、そのうち県補助金は5,471万3,000円となっております。また、県の補助対象とならない未就学児に係る分、いわゆる就学前の課税世帯の3,000円までの分にまりますが、及び小・中学生に係る扶助費は2億2,666万円で、その全額を一般財源で負担しており、子ども医療費助成全体に係る市の負担は、2億8,137万3,000円で、全体の83.7%を一般財源で占めています。さらに、今回の県交付要綱の一部改正による窓口無償化につきましては、半年間で585万5,000円の扶助費の増加を見込んでいるところでございます。次に、ひとり親家庭医療費助成事業についてですが、ひとり親世帯の母又は父及び18歳までの児童、20歳未満の障害のある児童に対し、保険診療分の医療費助成を償還払い方式で行っており、自己負担分の医療費を全額助成しています。平成29年度の扶助費の決算額は、8,324万4,000円となっております。鹿児島県のひとり親家庭医療費助成事業費補助金につきましては、補助負担割合は、県・市それぞれ二分の一で、県補助金は4,161万7,000円となっております。今回の県交付要綱の一部改正による窓口無償化につきましては、ひとり親家庭医療費で半年間で717万円の扶助費の増加を見込んでいるところでございます。続きまして、重度心身障害者医療費助成事業についてですが、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1に該当する方に対し、保険診療分の医療費助成を償還払い方式で行っており、自己負担分の医療費を全額助成しています。平成29年度の扶助費の決算額は、3億1,910万9,000円となっております。鹿児島県の重度心身障害者医療費助成事業費補助金につきましては、補助負担割合は、県・市それぞれ二分の一で、県補助金は1億5,955万4,000円となっております。今回の県交付要綱の一部改正による窓口無償化につきましては、半年間で16万7,000円の扶助費の増加を見込んでいるところでございます。以上のとおり、今回の住民税非課税世帯の未就学児に係る現物給付方式への支給方法の改正により、子ども医療費の585万5,000円をはじめ、3医療費助成事業の合計で約1,320万円、1年分にしますと約2,640万円の負担増が見込まれるところでございます。以上で、陳情第3号、陳情事項の1について、説明を終わります。

○教育部長（中馬吉和君）

陳情の2、学校現場における集団フッ化物洗口の導入を見直すことについての見解を申し上げます。各学校とも歯みがき指導等に力を入れ、虫歯治療について家庭への呼びかけを繰り返しているところではございますが、本市の平成28年度の小学校の虫歯の治療率を見まますと、治療率が100%の学校がある一方、30%程度の学校もあるなど、学校により保護者の虫歯治療に対する認識に差が見られる状況がございます。また、県が平成28年度に実施した「歯と口の健康づくりに関する課題調査」では、本市の多くの学校において、「医療費助成制度の利

用率が低い」「家庭によって口腔衛生についての意識に差がある」などの課題があることが明らかになりました。そこで、学校での集団によるフッ化物洗口事業を実施することによって、多くの子供に虫歯を予防する機会を与えることができると考えています。学校におけるフッ化物洗口は、お手元に平成 18 年、平成 28 年と書いた全国各県の資料をお示しいたしております。昭和 45 年に新潟県の小学校で開始され、およそ 50 年の歴史がございます。新潟県は、一人当たりの平均虫歯保有数が全国一少ない状況を 10 年以上続けており、鹿児島県と同様、虫歯保有数の多かった佐賀県や秋田県も全県的にフッ化物洗口に取り組み始めた結果、現在では全国平均より良好な結果が得られております。また、WHO（世界保健機関）や厚生労働省、日本歯科医師会及び日本口腔衛生学会は、組織的な健康増進活動としてフッ化物の応用が最も効果的な方法としており、現在、市販されているほとんどの歯磨剤にはフッ化物が含有されているところです。安全面に対しては、フッ化物洗口液に含まれるフッ化ナトリウムを、体重 40 kg の子供が一度に約 300 人分飲み込んだ場合の致死率が 50%であることから、1 人分のフッ化物洗口液を誤って飲み込んだとしても命に関わることはありません。また、WHO（世界保健機関）は虫歯予防に用いるフッ化物が「アレルギーの原因となることはない」と結論付けており、フッ化物洗口の安全性については十分に検証されているところですが、一部不安を抱いている方もいらっしゃることから、説明会において、教職員や保護者に対して正しい知識や情報をお伝えし、理解を得られるように努めているところでございます。なお、既に実施している学校では安全に運営されており、事故の報告は一件もございません。今後も、未来を担う子供たちの豊かな生活に深く関わる歯と口の健康づくりについて、フッ化物洗口を含めた歯科衛生指導を、始良地区歯科医師会及び始良地区薬剤師会、関係機関と連携しながら充実させてまいりたいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

陳情者の方の説明を受けたところなんですけれども、やはり学校での取扱いの仕方、安全性とかにちょっと不安があるというような内容の陳情だったと思います。今、フッ化物洗口自体は週一回程度の実施になるんですかね。管理職の方が薬剤の管理をされているということなんですけれども、こちら辺の学校での取扱いというのをもう少し詳しく御紹介いただけますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

現在小学校の 20 校においてフッ化物洗口事業を実施しているところなんですけれども、まず作成に関して、原液を作るという段階、これはほとんど管理職が行っております。一部、養護教諭等が手助けをしている学校もございます。今度はそれを各学級に取り分ける、分注する作業については、管理職が実施するほか、養護教諭あるいは複数の職員でお手伝いをしながら分けるということがありますけれども、管理場所としましては、全てが校長室での管理となっているところでございます。

○委員（徳田修和君）

万が一の事故とかを心配されているようだったんですけれども、取扱い自体はそうやって管理職又は一部養護教諭の下ということでしたけれども、万が一の事故が起こった場合の取扱い、



中和剤等の取扱いはどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

これは洗口薬ですので、うがいをするを前提としているものですが、これを誤った扱い、つまり飲み込んでしまったと。普通であれば一人分を飲み込んでしまうということが想定されるかもしれないということなんですけれども、10人分を誤って飲み込んでも健康上は害は出ないというような状況です。ただし、そういう場合には、気分的に不快感を持ったりする場合もあるでしょうから、中和剤としましてカルシウム製剤を常備しながら、そういったものには対応できると。想定できないとは思いますが、もしあった場合にはそういう対応をするということで、マニュアルのほうにも記して対応しているところでございます。

○委員長（平原志保君）

傍聴の方は私語を慎んでください。

○委員（徳田修和君）

一応カルシウム剤を常備していると。それを使うような事態はほぼ想定されないということなことだったんですけれども、仮にそうってしまった場合のカルシウム剤の取扱い方法、応急救助の方法というのは、各先生への指導というのはされているんですか。それも管理職内だけのものになってくるのでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

〔資料を示しながら〕このような学校フッ化物洗口実施の手引きというものは、各学校に配布しておりまして、全ての教員が見られるような状況でございます。その中で、8ページなんですけれども、分注ポンプ内のフッ化物洗口液を誤って多量（10人以上）飲み込んだ場合の対応ということで具体的に示してあるところでございます。

○委員（仮屋国治君）

致死率50%の分が書いてあるわけなんですけれども、いろいろ見てみると、毎日した場合と一週間に一遍した場合の致死率は違うんだということが書いてあったんですけれども、現在学校では、毎日やっているのかどうか。〔「週一」という声あり〕週一か。では、そちらの致死率ということでよろしいですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

先ほど部長の口述にもございましたけれども、体重40kgの子供が一度に300人以上飲み込んだ場合、50%の致死の可能性があるということでございまして、一人分を誤って飲み込んだとしても、健康上には問題はないということでございます。

○委員（前川原正人君）

インターネットを引くと、文科省が出している平成29年度の速報値のデータですけれども、一人平均虫歯の本数が3.3本であったと。これが0.82本に減少したんだということで明らかにされているわけなんですけれども、その中で、フッ素と有効性の関係は証明はできませんということで記述があったわけです。そこでお聴きをしたいのは、先ほど平成18年と28年の資料の中で、フッ素を塗布したことで、ほかの要因も相まって、虫歯の数が激減したという一つの指標だと思うんですけれども、この霧島市内での虫歯の状況というのはどう推移をしてきたのか。その辺についての把握はされていらっしゃるんですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

本市の中学校1年生の永久歯の虫歯の本数なんですけれども、平成24年度が2.5本、平成25年度が1.6本、平成26年度及び平成27年度が1.0本となっております。

○委員（前川原正人君）

これは逆にいうと、平成26年度から準備をして平成27年度からフッ素を塗布するという事業が始まったわけですが、年度の状況を見ても、それとは全く違って減ってきているという、そういうことを示しているのではないですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

全国的な虫歯の保有本数も、そのような多面的な理由によって減ってきていると思われまます。今、指摘がございましたように、本市も歯磨き習慣の確立等、いろいろなものが考えられますけれども、それで減ってきていると。ただし、この減り方も、目標とされている8020運動の年次計画で減らしていきたい数字にはまだ達していないということもありまして、このフッ化物の予防効果があるなしについては、私たちはあるものと認識しているんですけれども、それでいろいろな子供たちの口腔衛生に取り組んでいく中で、更にこの数字を下げたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

陳情者の方たちがおっしゃる一番の懸念というのが、人の体や口に入るものは慎重であるべきものであろうと。それは御存じのとおり、フッ化物というのは劇薬で、ゴキブリを殺したりネズミを退治するための劇薬として使われているという事例もあるわけで、先々、フッ化物洗口によって粘膜を通して影響が心配だということをおっしゃったわけです。これしか方法がないんだったら、これもよしとするとまでは言いませんけれども、虫歯予防策としてはまだ方法があるんじゃないかということを感じておっしゃっていらっしゃいました。なので、一番の懸念というのは、陳情書の中にもありますとおり、学校現場でちゃんとした、管理は先ほど教育委員会がおっしゃるように管理職が劇薬を管理し、教頭が配合し、教職員のお手伝いを頂きながらブクブクうがい子供たちにやっていただくという形を取っているんですけれども、一番の懸念材料というのは、やはり何か事故があった場合、それを本当に飲み込んだとき、そしてそれが先々、体への影響があった場合にどうなるんだとかということが、大きな懸念材料なんです。ですから、学校の中にちゃんとした薬剤師なりそれをちゃんと指導、管理でき得る資格を持った方がいらっしゃれば、本当は反対だけれど、本当はするよりしないほうがいいんですけど、そういうのもあれば少しは考えてもいいよというというふうな、そういうおっしゃい方もされたわけなんですけれども、そういうのは管理職だけで本当に責任が負えるのか、資料を見ても、ミラノール粒状11%、この中ではちゃんとした管理の下でやりなさいということで説明書きがあるわけなんですけれども、市の教育委員会として、それは予算的な部分もあると思います。そういうのも払拭する材料として検討されてはいかかかなというふうに思うんですが、それについてどうお考えなのかお聞きしておきたいと思えます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

万全を期するためということでの提案だったと思うんですけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、これは歯科医師会や薬剤師会の指導を受けながら、この濃度は薬事行為に当

たらないということで指導を受けておりますので、これは薬物の取扱いとして、そういう専門の方が必要だという法的根拠は、当然それをしなければ導入できないわけです。しかし、法的にもなんら問題ないという取扱いでございますので、私たちはそういう専門の方の指導を受けつつ安全面に十分留意しながら対応していくという対応でございます。

○委員（前川原正人君）

初めて薬事法に抵触しない範囲内のフッ化物洗口なんだということでおっしゃいましたけれども、これは先ほど陳情者が持って来られた資料なんですけど、これには劇薬ということで表記がしてあるんです。劇薬でもそんなのがあるんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

ほとんどの薬物は劇薬でございますので、濃度によるものでございます。例えば我々が口にしておりますカフェイン、こういったものも劇薬でございます。非常に薄ければ普通の食材にも含まれているということですね。このフッ化物に関しても食材の中にも含まれている自然のものであるということが一つ。そういう中で、やはり濃度を間違えるというのが一番の問題であると、そのように理解しているところでございます。

○健康増進課長（林 康治君）

少し補足いたしますけれども、薬事法上はフッ化物洗口剤の顆粒は劇薬に指定されております。しかしながら、一般に使用する洗口剤、水に溶かしてフッ化物濃度が1%以下に調整されたものは普通薬に分類されるということになりますので、顆粒そのものは劇薬ですけど、それを水に溶かして使用するということになれば普通薬扱いということで、普通の学校の職員でも取扱いが可能ということでございます。

○委員（前川原正人君）

元々は劇薬だけれど1%以下だったら許容範囲なんだというふうにおっしゃったわけですけど、例えば顆粒11%を、例えば校長が管理して教頭が洗口薬を作るとなっても、なんらそこは問題はないという理解でいいわけですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

昭和60年の3月8日に衆議院会議録、内閣答弁でこのように示されております。「学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は薬事法及び薬剤法に抵触するものではない」という文言でございます。それに従いまして本市では先ほど課長が申しあげました学校フッ化物洗口の手引きの中で、洗口液を作成する者は学校の教職員で行うというふうを示しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど陳情者の方たち4名来られて縷々おっしゃったのは、口の中に入れる物は本当に慎重でなければならないということをしごくおっしゃったわけです。これを見ると劇薬という扱いになっていて、今おっしゃるような昭和60年の内閣の委員会の中でも議論があったとは思いますが、これを強制的にさせるのはいかがなものかと。そこは、やらない自由もあっていいんじゃないのかというような議論もあったわけですけども、その辺についての教育委員会の見解というのは、どのようにお考えなんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

実施に当たりまして、どのような基準で実施しているかということなんですけれども、教職員及び保護者に事前に説明会を行いまして、希望者を募っております。現在実施しておりますのは、保護者が実施を同意した方のみを実施しているというところでございます。実際、希望される方の割合としましては、学校によっても若干の差がございます。

○委員（仮屋国治君）

陳情者が養護教諭OBと現職の養護の先生方でしたけれども、このことを教育委員会ではどのように受け止めておられて、この原因はどこにあるのかと考えておられるか、お示してください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

憶測でものを言うのはよくないと思うんですけれども、陳情された方々が主張されているのは、あくまでも健康面を懸念してのことと。それ以上はちょっと想像になりますので、この場では申し上げることができません。

○委員（仮屋国治君）

陳情者の話の中で、モデル校をする前の平成26年度のアンケートのときに、養護の先生方はほとんど反対のアンケートの答えを出したのに、どんどんとスタートされてこられたということをおっしゃっているんですけども、この辺のところに理解を求めるといふふうに御説明なさっていらっしゃるけれども、理解を得る努力が足りなかったのではないかと。また、その後のコミュニケーションが足りないのではないかとか、そういうことは考えられませんか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

管理職研修会あるいは養護教諭研修会におきまして、専門家の方々を招いて、その辺りはかなり詳しい説明もしてございます。それで、かなり理解も広まってきておりますが、実際、それに対して実施するとなると、一部根強い反対の方がいらっしゃるといのは事実でございまして、足並み揃えて協力しましょうという状況にはなっておりません。

○委員（仮屋国治君）

足並みを揃えてする体制にないというのはいかなるものかという気もするんですけれども、そういう反対の声が校長、教頭から教育委員会のほうにも話があったというふうに理解してよろしいわけですね。それに対して何か対策を打っていらっしゃるといふことがあるかどうか、お知らせください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

専門的な歯科医師会の立場を、私たちは一人でも多くの虫歯を減らしたいという健康上のプラスの面を見てのこの取組でありますし、市の方針も受けまして、教育委員会としましてもその体制を進めてきたところでございます。その中では、やはり繰り返し丁寧な説明というのが一番大切であると思います。ですから求められたときには、一回だけではなく、複数回の保護者説明会も実施するというので、学校には連絡しております。ですから、そこは理解得られるまで何度も足を運んでいきたいと思っておりますし、今後もそうしてまいりたいと思っております。ただ、繰り返しますけれども、実施を希望しない個別に対して、それを強要するという考えは全く持ち合わせておりません。

○委員（仮屋国治君）

私が言いたいのは保護者ではなくて、学校の養護教諭の皆さんたちの理解が得られてないまま事業が進められていくということはいかがなものかということ申し上げている。そこにおいて、何か対策が取ってきたのか、今後考えられるようなことがあるのかを聴いてみたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時15分」

---

「再開 午後 3時17分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

先ほど陳情者の方から、1週間に1回の洗口うがいをされるんですが、以前は、飲み込まないようにということで、うがいをしたあと歯磨きの自分用のコップに戻すと。それで確認をするということであったんですけど、その後それは嫌だと。やはり見た目も悪いし、やっている本人たちもいい気持ちはしないからということで、学校のほうに紙コップにしてもらえませんかということと言ったならば、学校の金で紙コップを購入をしてということになったんですが、その辺についての改善というのは既にやられていらっしゃるわけですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

紙コップの準備については教育委員会では指示はしておりません。各学校でそのような子供たちの意見を踏まえて、そういう工夫をされているところは承知しております。私たちとしては、プラスチックならなんら問題ないということでしたので、それでグチュグチュツとしてペツとすれば問題ないと思っているんですけども、やはりそこは学校としましても、理解を得られるためにいろいろな工夫をなさっているんだとそのように理解しております。

○委員（前川原正人君）

私何が言いたいかという、うがいをしたあと戻して、飲み込んでいないかを確認するというのは、誤飲を防ぐというので一つの検証にはなると思うんです。だけど、それが嫌だというのであれば、本来だったら、モデル校実施としてやられていくであろうということを考えていくと、それは教育委員会として、そういう紙コップ程度はちゃんとした対応が必要ではないのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

今、プラスチックのコップを使用しているというのは、これは他の先進市町も同じような形で実施しているところがございます。霧島市はそれを参考にしてプラスチックのコップでということで始めたわけでございますが、今委員がおっしゃったように、学校からは自分がうがいたものをそのままコップに吐き出すのはちょっと抵抗があると子供たちが言っているという話は承知しているところがございます。ただ、今年度につきましては、まだの予算とかは、そこら辺を考えてなかったものですから、今後そのことにつきましては検討してまいりたいと考えているところがございます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

各校の校長あるいは教員の意見等も聴きながら、導入したほうが良いという状況であれば、今後検討してまいりたいと思います。

○委員（池田 守君）

ブクブクうがいをして持っていた自分のコップに必ず吐き出すというのは、そういう指導はされているんですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

その指導をしているところでございます。

○委員（池田 守君）

先ほど、現在 20 校で実施ということをお聴いたんですが、これは全校に拡大していくと思うんですけれども、いつぐらいをめどにしていらっしゃるんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

本年度、更に 7 校で 27 校になります。そして来年度平成 31 年度には全ての学校で実施と。このことはもう去年から示してございまして、その方向で計画的に説明会等を設定しているところでございます。

○委員（徳田修和君）

フッ化物洗口が予防の有効な手段の一つとして用いられているわけですが、この有効性というのはどのぐらいなんですかね。安全性、有効性関しても十分に検証されているとは思いますが、今、安全性についてはいろいろ御説明いただいたんですけど、有効性という部分をお示しできることがあれば。

○健康増進課長（林 康治君）

まず、厚生労働省が平成 15 年 1 月にフッ化物洗口ガイドラインを示したところでございます。そのフッ化物洗口ガイドラインを示す前に、厚生労働科学研究におきまして、平成 12 年度から我が国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究がなされて、それを踏まえて平成 15 年にフッ化物洗口ガイドラインが示されたところでございますが、それとセットで、う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアルというのもし示されておきまして、そのマニュアルの中に、フッ化物洗口の効果ということで、四つの項目が掲げられております。一つが歯質の強化。丈夫な歯を作るという研究結果が出ております。それと放出後のエナメル質の成熟。これは永久歯が生えて間もない歯は化学反応が高く、う蝕に罹患しやすいが、このフッ化物洗口を繰り返すことによりエナメル質の成熟が促進され、う蝕抵抗性を獲得するというようなことでございます。それと、初期う蝕の再石灰化とう蝕進行抑制というようなことも掲げられております。それと四つ目として、抗菌作用、酵素作用というような研究結果が示されておきまして、このような効果があるということを国が示しております。それと、数字的なものと致しましては、特に全国的に DMF 指数が減少してきているわけですが、秋田県秋田市の効果検証がございましたので御紹介いたしますと、平成 23 年度から秋田市立小学校でフッ化物洗口実施されておきまして、その後、秋田市の 12 歳児中学 1 年生の平均虫歯本数は、着実に減少し、実施 3 年後の平成 26 年度に現在の 0.9 本となったと。これが平成 23 年度 2.0 本であったものが 0.9 本になり、さらに、小学校 1 年生から 6 年間実施した児童の平成 28 年度の

虫歯本数は、平成 22 年度の 1.4 本から半分の 0.7 本となっているというようなことで、6 年間追跡した結果も出されておりました、このような効果がいろいろと示されているところではございますし、新潟県のほうでも、昭和 45 年からの 50 年近く洗口事業をやっております、全国都道府県で第 1 位をずっと継続しているところでございます。

○委員（徳田修和君）

今、新潟県も御紹介がありました。陳情者の御説明の中でも今までの経験ということで、シラミ対策でもある DDT の薬害のお話とかもされたわけですがけれども、そのときに何もなくても子、孫の代に出るようなこともあるかもしれないようなことも言われたわけですがけれども、こう見ると、新潟県はもう 50 年。50 年といったら 3 世代 4 世代くるわけですがけれども、新潟県で何か事故であったり、そのような事例とかが出ていることはないとは思いますが、御報告をお願いします。

○健康増進課長（林 康治君）

特にそのような健康被害というのは把握していないところでございます。ちなみに全国の都道府県別のがん死亡率というものも調べてみたんですけど、特に新潟県は全国平均並みで、そこが突出して高いとか、そのような現状もない状況でございます。

○委員（仮屋国治君）

今の話に関連して、こちらのグラフを拝見すると、平成 18 年から 28 年の 10 年で劇的に虫歯が減っているんですけども、鹿児島も 2.2~2.3 本から 1.2 本くらいまで減っているんですけども、これ以上減ったら歯医者さんがなくなるんじゃないかと思うんですけども、一つはここまで減ったのは歯磨き指導が徹底されたかどうかということと、虫歯をなくすことが教育の中でどのような目的を持っていらっしゃるのかということをお聴かせください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校教育の中でということは、学校教育の目標が知・徳・体バランスの取れた子供たちの育成ということで、特に体力といったものの一番の根本であると思うんです。歯が弱ると体全体にも影響があると。あるいは最近、虫歯菌の臓器への影響とか、いろいろなものが言われている中で、こういった健康に対する意識を高めていくためには、教育上も非常に大きなテーマではないかなと思っております。結局、フッ化物で下がった割合がどれだけなのかというのは、フッ化物以外の理由でも下がっておりますので一概にそれだけでは言えないかもしれませんが、確かに全国平均よりも非常に虫歯本数の高かった秋田県が、実施後、全国平均を下回っているということは、いくらかの効果が見られるのではないかと思います。私たち、こういうことを実施することによって、フッ化物そのもので虫歯を減らすということもあるんですけども、やはり意識を変えるために、毎日のうがいということが家庭での歯の衛生の習慣につながっていけばと、そういうことと合わせて指導していきたいなと思っております。

○委員（前川原正人君）

先日の一般質問の中で、阿多議員のフッ化物洗口についての質問の中で、現在、本市では現在 20 校で実施をし、2,780 人のうち 2,482 人が同意して、同意をされないのが 10.8%、約 11% が同意をされていないということなんですけれども、この同意をしないという大きな理由は何か。そしてもう一つは、こういう人たちが、疑問とか懸念を払拭するという点では、相当

な努力が必要だと思っんです。いろいろな文献とかネットを見ても賛否両論たくさん出てきます。だから我々はどれが本当なのか、どれが正解なのかというのはなかなか見出すことが難しいと思っんです。ですから、そういう点では、疑わしきは相当慎重に丁寧に動いていかなければならないということは十分分かっていっつもりですけれども、そういうされなかった人たちの尊重というのも必要だと思っんですが、その辺についての見解はどうなのか、お聴きをしておきたいと思っいます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

御指摘のとおりだと思っいます。希望しなかったからそのままにしておいていいということではないと思っいます。私たちはこの希望調査を毎年取っっておりまして、去年希望しなくても今年また希望すればそこに入ることができますし、その逆で、途中で希望しないということでも止めることも想定しておりますので、最初に同意するかしないかだけではなく、毎年の希望の中でその都度説明を加えながら、そのときそのときの対応をしていく必要があると。仮に希望しない方に虫歯が増えているような状況があれば、何らかの口腔衛生に関しての指導も併せて個別に行うなどの対応は必要かと思っいます。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

希望しない御家庭について、まず、理由は聴かないことになっております。希望する、しないの理由は聴かない。ですので、委員会としては、なぜ希望しないのかということは学校にも聴かないでくださいと。それをすると子供たち同士でも何でしないのかそういついじめにもつながるかもしれないので、把握しておりません。希望しない御家庭も、その希望調査書をなかなか学校が言っても提出されない御家庭もあるようございまして、御家庭の事情等でどれだけ言っても御協力いただけないという御家庭もあるようです。逆に、教育委員会としては、そういう御家庭のためにも、フッ化物洗口というのはやっていただきたいということで、学校には粘り強く働き掛けをお願いしますということは伝えているところです。ちなみに、平成29年度の実施希望率が89.2%でございましてけれども、今年度、今のところなんですけれども、91.9%の希望率でございまして。若干、上がってきております。[「いつ現在」と言う声あり]6月現在です。このような形で先ほどから課長も申しておりますけれども、丁寧に私どもは説明をしていきながら、よりよい歯科衛生指導を行ってまいりたいと思っっております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどからお伺いしてまして、受けるも受けないも自由ということで、それは本当に問題ないんじゃないかなと思ったんですけれども、ちょっと心配するのは、熱烈な反対派の養護の先生の何気ない一言で受けている子供さんが不安にならないかなということのを少し私は不安に感じたんですが、そこら辺の指導も配慮していただけたらなと思っいます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

正に私たちが懸念しているのもそこなんです。それをきちんと指導すべき立場の教員が誤った情報を子供たちに与えてしまう。これが科学的根拠に基づいたものであればいいんですけれども、子供たちは、先生たちが言えればそのことを信用してしまいます。ですからそういうことに対しましては、情報があっただ際には早急に、私たちが管理職と連携しながら指導も含めて対応していく必要があると思っいます。



○委員外委員（植山利博君）

一点だけ確認をさせていただきたいんですが、前田市長は施政方針の中で、明確にこのフッ化物洗口は今後も充実するんだということを言われているんですが、新市長も、今、教育委員会が平成 31 年度からは全校でという考え方と同じ方向だという理解でよろしいですか。

○教育部長（中馬吉和君）

フッ化物洗口の実施についての考え方は、現市長も前市長と同様でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにございますか。[「なし」という声あり] ないようなので、これで陳情第 3 号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3 時 3 8 分」

「再 開 午後 3 時 4 5 分」

### △議案第 63 号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 63 号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

議案第 63 号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正につきましては、霧島市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成において、本年 10 月 1 日を適用日として鹿児島県乳幼児医療助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことから、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等で窓口負担をなくす制度を導入すること及び当該医療費助成事務について個人番号の利用を行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明を致しますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

はじめに、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について説明申し上げます。改正案に関する新旧対照表は、資料の 34 ページから 35 ページでございます。霧島市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成において、制度改正に必要となる各医療機関や健康保険団体の間での事務調整が終了したことから、本年 3 月に、10 月 1 日を適用日として、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されました。これに伴い、本市において、住民税非課税世帯の未就学児を対象とする、本年 10 月以降の医療機関等窓口での一部負担金の支払いをなくす制度を導入するため、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正をしようとするものです。続きまして、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。改正案に関する新旧対照表は、資料の 35 ページから

37 ページでございます。いわゆるマイナンバー法の施行により、平成 29 年 7 月から個人番号を利用した自治体間等での情報連携が開始されておりますが、市町村の条例事務において個人番号を利用した情報連携を行うためには、同法の規定により、関係条例においてその利用する事務を規定しなければならないことから、今般、子ども医療費助成において個人番号を利用した情報連携を行うため、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正をしようとするものです。以上で、議案第 63 号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第 63 号の中で、今度の県の施策によりまして県が二分の一、市が二分の一ということで、子ども医療費を非課税世帯については無料となるということなんですが、対象世帯と子供数というのはどの程度になるのか、お知らせいただけますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

正確な数字ということではないんですけども、昨年度の医療実績から算出したものですが、大体、子ども医療費のほうは 400 名ぐらい、ひとり親医療費については世帯で確認をしていますがおおよそ 250 世帯ぐらいになるんじゃないかというふうに見込んでいるところでございます。「[重心医療は]」という声あり] 重心世帯については数世帯ということで確認をしているところです。

○委員（前川原正人君）

それと、県の施策として 10 月 1 日から始まるわけですが、受給者証、この事務費というのは県が責任を持つんですか。財政的な部分はどうか、お知らせいただけますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

受給者証の交付等に係る事務費については、算定はしてございません。

○委員（前川原正人君）

おそらく事務費としてくるであろう、若しくは霧島市が受給者証を発行ということになるんでしょうけれども、財源的な担保というのはまだ全然協議はないわけですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほど答弁しましたが、事務費について、今回、受給者証の交付とかありますけれども、それについてはございません。ただ、システム改修等については国県の補助があるというふうに向っています。

○委員（前川原正人君）

今回は非課税世帯の子供さん方を無料化するというのが大きなメインになっているわけですが、例えばですけど、先ほど若干部長のほうからあったわけですが、これを全部に行き渡らせるとなったときの大体の事業費は、昨年度の実績ベースで見たときにどれぐらいの予算が必要になってくるのかというのは、シミュレーションはされていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今の御質問ですけれども、現行制度を利用してということによろしいでしょうか。中学生まで完全無償化、あくまでも現在採用しております自動償還払いを採用した場合ですけれども、約9,000万円の負担増になるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

○委員（徳田修和君）

あくまでも情報連系のためのマイナンバーのほうの改正だと思うんですけれども、別にこれはマイナンバーの申請をされている方しか受けられないとか、そういう意味合いではないですよ。

○企画政策課長（永山正一郎君）

マイナンバーカードを持っていようが持っていまいが関係はございません。個人番号を持っておりますので。

○委員（仮屋国治君）

10月1日から施行ということですが、平成31年度以降は、基準日はいつになって、何月からの対象が変わっていくんですかね。

○子育て支援課主幹（市来秀一君）

平成31年度からは8月1日をもって基準日とすることになっております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、これで議案第63号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時54分」

---

「再 開 午後 3時56分」

### △自由討議

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。自由討議は、議案第63号、陳情第3号の順に進めますので、御意見があれば御発言ください。

### △議案第63号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

それでは、まず議案第63号について、御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

### △陳情第3号 ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第3号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

#### △議案及び陳情処理

○委員長（平原志保君）

これより、議案及び陳情処理に入ります。議案及び陳情処理も、議案第63号、陳情第3号の順に行います。

#### △議案第63号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第63号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △陳情第3号 ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書

○委員長（平原志保君）

次に陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

陳情者の思いは受けました。執行部からの説明も今までも散々議論はされている内容でありまして、継続にしても今後の議論はそれ以上の進みはないのかなと思いますので、採決でよろしいのではないかと思います。

○委員（前川原正人君）

私は先ほど陳情者がおっしゃっていたんですが、人の体や口に入る物は慎重であるべきではないのかと。先々問題が出たときに誰が責任を取るのかと。この方法でなければならないとい

うのであればしかたがないけれども、虫歯予防という点でいけば、まだほかにも予防策があるんじゃないかと言われたのは印象的でした。なので、賛否両論あるのは分かりますけれども、当委員会でも、議論を深めることはできないとしても、もっといろいろな情報を収集するためにも継続審査がいいのではないかと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにはありませんか。それでは採決するか継続審査をするか、起立によって決定したいと思います。採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、起立多数です。したがって陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は先ほど、今回の陳情第3号はもっと実情を把握する意味でも継続審査ということを申し上げました。議論がこれで終わりではなくて、先ほど陳情者の方からもありましたように、人の口に入る物、それこそ劇薬という薬を、薄めてはいるものの口に入るわけですので、慎重に徹すべきだと考えます。これが現在どうもないとは思いますが、粘膜から入って子供たちが大きくなったときに何らかの影響等が出たときに、私たち大人としても全く責任がないとは言えません。なので、そういう点からいって、今回の陳情書は採決ではなくて継続をして、当委員会でも議論を深めて、いい悪い賛否両論あることも十分分かっておりますが、そういう意見もたくさん聴く機会があってもよいのかなということで、賛成をすべきだと申し上げておきます。

○委員長（平原志保君）

ただいま賛成者の発言がありました。反対者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書の採択に対して反対の立場から討論いたします。今回、陳情者からの思いということで、口の中に入れる物だから慎重にしていきたい、子供たちに何らかの影響が出てくるかもしれない、また、アレルギー体質の子供たちの安全保障が難しい、そのような思いを聴かせていただきました。執行部のほうからは、WHOでは虫歯予防に用いるフッ化物がアレルギーの原因となることはないというような結論付けも出ているような報告も受けました。また、50年以上続けてこられている新潟県でも事故又は薬害というものの事例は報告されていないというようなことであります。陳情者のおっしゃるとおり、フッ化物洗口以外にも様々な予防の取組というのはあるということで、それ以外のことも考えていくべきだということでは認識しておりますけれども、今、薬害の恐れがあるような事例もなく、WHOも認めており、国としてもガイドラインを作って進めているような事業ですので、それを否定すべき要素はないのではないかと考えます。もうひとつ、全ての子供たちが医療費の負担なく受診できるような地域歯科医療の策を構築することというような内容も含まれております。医療費の無償化という部分につきましては、当委員会の前身であります環境福祉常任委員会の頃から陳情も受けてきて、議会としても承認し取り組んできている事例でございます。ここで採択に反対する意図というところに、この無償化を否定するという思いは入っておりません。これまでと同様に、これからもしっかりと取り

組んでいくべきものであると思います。ただ今回の陳情の中身をまとめると、フッ化物洗口の安全性というところが重視されている陳情内容とお見受けしておりますので、今回、私はこの陳情に対しては採択すべきではないという立場でございます。これで討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第3号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名、起立者少数と認めます。したがって、陳情第3号は、不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

ただいま議案及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

執行部の説明にありましたように、一部不安を抱いていらっしゃる方もおられますので、教職員や保護者に対して引き続き、正しい知識や情報の伝達、理解を得られるように努めていただきたいと付け加えていただきたいです。

○委員（山口仁美君）

陳情者のお話の中で、養護教諭として虫歯の多い家庭に対して個別に訪問と言いますか、そういったことを行ったりという努力をされている様子というのが印象に残りました。ですので、フッ化物洗口だけに留まらず、虫歯を予防するためのほかの方法というものも引き続き模索していただきたいというふうに付け加えていただきたいです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、お諮りします。委員長報告については今の御意見を踏まえ、委員長に一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのように致します。以上で審査を終わります。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、以前、案が出ましたように、本市における「地

域包括ケアシステム」や「国保保健事業」などについての勉強会を行うということで、詳細については、後ほど打ち合わせをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり。〕

日にちは、7月2日になりました。決定です。よろしいでしょうか。では、以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他として委員の皆様方から何かありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時 9分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保